

年間保険税額の変化のシミュレーション



model 1
40歳以上の夫婦
18歳以下の子ども2人の4人世帯
※妻・子どもに所得なし

営業所得	4年度保険税額	5年度保険税額	差額
43万円	4万9100円	4万9500円	+400円
157万円	19万200円	19万6600円	+6400円
251万円	32万5400円	33万7000円	+1万1600円
343万円	44万4700円	46万1100円	+1万6400円



model 2
65歳以上の夫婦2人世帯
※夫は年金収入のみ、妻は基礎年金のみ

年金収入(課税所得)	4年度保険税額	5年度保険税額	差額
79万円(0円)	3万6700円	3万7100円	+400円
225万円(72万円)	11万5700円	11万8500円	+2800円
272万円(119万円)	18万4200円	18万8700円	+4500円
300万円(147万円)	22万7100円	23万2700円	+5600円

※固定資産税(都市計画税を除く)を10万円としています。実際の計算には、端数処理などが生じます。

子ども医療費助成の対象を18歳まで拡大しました

保険医療課 ☎(45)6230



	対象	助成内容	受給者証の使用
①	0歳~中学生の子ども	入院・通院：自己負担なし 所得制限なし	県内のみ有効
②	中学卒業後~ 18歳年度末の子ども	入院：自己負担なし 通院：1割自己負担あり 所得制限なし	市内のみ有効

TOPIC

中学生までの方で、
既に子ども医療費受給者証をお持ちの方へ

現在お持ちの受給者証の有効期限は、中学3年生の3月31日までです。4月1日以降に使用できる受給者証は、3月中に対象者へお送りしています。

受給者証が使用できない医療機関など(①は県外、②は市外の医療機関など)を利用した場合、助成を受けるためには、市役所での支給申請が必要です。受診月の翌月以降にできるだけまとめて申請してください(時効は5年ですが、なるべく2年以内の申請をお願いします)。

国民健康保険に関するお知らせ

保険医療課 ☎(45)6330

1

国民健康保険加入者の 出産育児一時金が引き上げられます



4/1(土)以降に出産する方から、出産育児一時金の支給額が引き上げられます。従来の支給額は原則42万円でしたが、8万円引き上げられ、原則50万円になります。※産科医療補償制度に加入する病院などで出産した場合に限ります。それ以外の場合は、48万8000円です。※出産費用が50万円を超える場合は、その超過分を退院時に病院などにお支払いください。50万円未満の場合は、その差額分を保険者に請求することができます。

2

4月から国民健康保険税を改定します



国民健康保険とは、病気やけがをした場合に安心して医療を受けることができるよう、加入者が保険税を納め、医療費の負担を支え合う、助け合いの制度です。近年、高齢化の進展や医療の高度化に伴い、医療費が増加し、国民健康保険の財政運営は厳しくなっています。そのため、国民健康保険運営協議会で慎重に審議し、令和5年度の保険税率・税額を改定しました。皆様のご理解とご協力をお願いします。

TOPIC

令和5年度の新しい保険税率・税額

国民健康保険税は、市県民税などの情報を基に決定し、7月中旬に通知します。税額のお問い合わせは、通知書がお手元に届いてからお願いします。

▼令和5年度保険税率・税額一覧表(カッコ内は令和4年度税率・税額)

	医療分	後期高齢者支援金分	介護分(40~64歳のみ)	備考
所得割	6.3%(6.1%)	2.2%(2.1%)	1.9%(1.7%)	-
資産割	7.0%(同左)	0%(同左)	0%(同左)	-
均等割	2万5900円 (2万5300円)	1万円(同左)	1万円(同左)	1人当たり
平等割	2万2000円(同左)	7000円(同左)	7000円(同左)	1世帯当たり

用語説明

所得割	世帯の加入者の前年中の所得金額に応じて計算するもの	均等割	世帯の加入者数に応じて計算するもの
資産割	固定資産税に応じて計算するもの	平等割	1世帯にいくらかと計算するもの 世帯の加入者数にかかわらず一律で計算